

最大 16 万円!

兵庫県認証食品 EC サイト※販売支援事業のご案内

※ECサイト：インターネット上で商品を販売するWebサイト

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、飲食店や給食センターなどへの販売が減少した・・・。

こんな苦しいときだからこそ、安全・安心の認証食品をはじめとする兵庫県産食材を待っている人を新たに開拓するチャンスです！

そこで、インターネット上のWebサイトで商品を販売開始する県内の農畜水産物の生産者や加工業者を最大 16 万円まで応援します！

1 事業対象者

①受証者、②受証者の構成員（1 受証者内で取りまとめてください）等

2 補助額：

補助対象経費の 1 / 2 以内（上限補助額 16 万円）

（課税事業者は税抜金額の 1 / 2 以内）

3 申請期間：令和 2 年 5 月 12 日～令和 2 年 12 月 28 日

4 事業の申請先、問い合わせ先：

ひょうごの美味し風土拡大協議会

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1 兵庫県消費流通課

TEL 078-362-3486（平日 9:00～17:00）

FAX 078-362-4276

E-mail Katsuhiko_Ono@pref.hyogo.lg.jp

5 補助対象経費

EC サイトへの出店もしくは EC サイトを立ち上げに係る経費のうち令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 2 月末日までに支出した経費（裏面：具体的事例の表を参照）

注）クレジットカード払い（一括払いのみ可）の場合は申請者の法人又は代表者の名義で請求金額の引落日が 2 月末日までに完了する必要があります。

補助対象経費の具体的事例

ECサイトの種類	補助対象経費 ○	補助対象外経費 ×
ショッピングモール型 (既にあるサイトに出店する場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・申込時に必要な初期経費 ・出店料 ・ストア構築ツール (Web サイト作成ソフト) の購入費 ・ストア構築ツール (Web サイト作成ソフト) の利用料 ・ストア構築 (Web サイト) の制作費 (外注費) ・Web サイトに掲載する商品等画像撮影費 (外注費) ・事業対象者が補助対象経費を支払う際必要な振込手数料 	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン、デジタルカメラ、プリンター等機器の購入費・リース料 ・プロバイダ契約料 ・インターネット回線費 ・売上数等により変動する経費 (ロイヤリティ、販売手数料、決済手数料等) ・販売商品の送料 ・既にあるECサイトの維持・継続に必要な経費 等
自社サイト型 (自らサイトを立ち上げる場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・Web サイト作成ソフトの購入費 ・Web サイト作成ソフトの利用料 ・Web サイトの制作費 (外注費) ・Web サイトに掲載する商品等画像撮影費 (外注費) ・レンタルサーバー利用料 ・独自ドメイン取得費 ・事業対象者が補助対象経費を支払う際必要な振込手数料 	

① ECサイトは、サイト上で商品の紹介だけでなく注文ができ、代金決済 (代金引換等可) までできるサイトであること。

なお、産地PRや自らの活動紹介や商品紹介のみのサイトは対象外とする。

② 上記の補助対象経費うち一定期間 (例: 1年間) 毎に発生する固定費 (利用料等) については、補助対象経費を下記の式により算出する。

補助対象経費 = 契約金額 × (契約開始日から令和3年2月末までの期間 / 契約期間)

(1円未満切捨て)